

南島原市監査委員公表第5号

地方自治法第199条第14項の規定により、南島原市長、南島原市教育長及び南島原市農業委員会から令和4年度定期監査及び行政監査の結果に基づく措置について通知を受けたので、同項の規定により公表します。

令和5年6月1日

南島原市監査委員 宮崎 太

南島原市監査委員 小嶋 光明

監査結果に基づく措置または措置の状況(通知書)

4南監第138号(令和5年3月24日付)分

建設部 建設課

監査の結果(指摘事項)	措置または措置の状況
<p>(1) 補助金について</p> <p>令和3年度南島原市生活環境整備事業補助金の事業申請について、当該要綱第5条第3項に規定した期間外に提出されている事例が確認された。告示規定よりも所管課の事務手続及び申請者の都合を優先させており、適正な補助金交付事務が行われていない。現状の申請手続が要綱の規定に合致していない場合は、その要因、改善策を精査し、適正な審査が遂行できるよう規定の見直しも含めて検討されたい。</p>	<p>南島原市生活環境整備事業補助金の事業申請については、要綱に基づき、適正な補助金交付事務の執行を行います。また、申請期間等、要綱の規定に合致していないため、令和5年度中に補助金交付要綱の規定の見直しを行います。</p>

建設部 管理課

監査の結果(指摘事項)	措置または措置の状況
<p>(1) 補助金について</p> <p>令和3年度南島原市道路愛護団体支援事業補助金の補助申請について、当該要綱第8条第2項に規定した期限を超過して提出されている事例が、全29件中26件で確認された。告示規定よりも申請者の都合を優先させており、適正な補助金交付事務が行われていない。現状の申請手続が要綱の規定に合致していない場合は、その要因、改善策を精査し、適正な審査が遂行できるよう規定の見直しも含めて検討されたい。</p>	<p>道路愛護団体支援事業実施要綱の第8条第2項に規定している、「申請書を提出することができる時期」について、適切な時期の見直しと、併せて事業内容の見直しの検討を行い、令和5年度から対応するように要綱の一部改正業務を進めてきた。しかし、関係課との協議の中で、事業内容についての検討が再度必要となったことから、申請時期の見直しを含めた要綱の一部改正については、令和5年度に完了予定である。</p>

教育委員会事務局 生涯学習課

監査の結果（指摘事項）	措置または措置の状況
<p>(1) 補助金について</p> <p>令和3年度補助金交付事務にかかる実績報告の提出について、南島原市社会教育関係団体補助金交付要綱第5条第2項、南島原市郷土の歴史文化伝承事業補助金交付要綱第4条、南島原市地域社会体育振興会等補助金交付要綱第5条及び南島原市小中学生スポーツ大会出場補助金交付要綱第8条に規定した期限を超過して提出されている事例が確認された。これらについては、補助対象団体への注意喚起を怠ったことによるものであり、適正な補助金交付事務が行われていない。また、実施計画、実績報告等に記載する事業の実施時期を明確に記載していない事例も見受けられた。審査対象となる書類等が不備なく、遅滞なく提出されるよう対策を講じるとともに、要綱を遵守した事務の執行に努められたい。</p>	<p>補助金に係る実績報告書の提出が規定した期限を超過して提出されていることについて、現在の措置といたしましては申請者に対して、提出期日 10 日前になりましたら連絡を行うとともに、交付決定送付時にも提出期限の注意喚起の文書を加え提出を促しています。</p> <p>また、実施計画、実績報告等の記載事項に漏れがないように複数での確認を行うなど体制を強化し、要綱を遵守した事務の執行に努めてまいります。</p>

農業委員会事務局

監査の結果（指摘事項）	措置または措置の状況
<p>(1) 補助金について</p> <p>令和3年度南島原市農業者年金女性の会補助金交付事務にかかる実績報告の提出について、要綱第4条に規定した期限を超過して提出されている事例が確認された。これは、補助対象団体への注意喚起を怠ったことによるものであり、適正な補助金交付事務が行われていない。審査対象となる書類等が遅滞なく提出されるよう対策を講じるとともに、要綱を遵守した事務の執行に努められたい。</p>	<p>指摘事項のあった「南島原市農業者年金女性の会補助金交付事務」にかかる実績報告書が要綱に定めた期限を超過して提出されていた件について、令和5年度交付申請分から、補助金の交付決定通知時に実績報告書の提出時期を明記した文書も併せて送付するよう改善措置を行います。また、以後要綱を遵守した事務執行に努めます。</p>